

気候変動適応関東広域協議会（第11回）
議事概要

日 時：令和6年3月7日（木）10：00～12：00

場 所：環境省 WebEX 会議室，AP 東京丸の内

1. 開会

2. 情報提供・意見交換

- ① 環境省環境安全課からの情報提供【改正気候変動適応法の施行について】
- ② 神奈川県からの情報提供【適応法改正（熱中症関連）に伴う神奈川県の取組みについて】
- ③ 茅ヶ崎市からの情報提供【適応法改正（熱中症関連）に伴う茅ヶ崎市の取組みについて】
- ④ 東京管区気象台からの情報提供【関東甲信地方の3か月予報】
- ⑤ 質疑・意見交換

千葉市 環境省環境安全課に伺いたい。資料3の14ページの左側に、市町村は熱中症対策普及団体の指定を行えるとあるが、指定可能な民間団体等として、NPOや、複数の団体が集まった会議体も対象となるか。また、熱中症対策普及団体に指定されることによる、インセンティブやメリット等についてはどのようなものが想定されるか。

環境省環境安全課

まずはご参加の自治体各位には、熱中症対策の推進についてのご理解、ご協力についてお礼を申し上げます。

熱中症対策普及団体の指定の要件については、資料3の12ページを参照されたい。NPOは特定非営利活動法人であるため対象となる。他方、協議会のような形で、資料3の12ページに記載の団体に該当しない場合、指定を受けることは難しい。

しかし熱中症対策普及団体の指定を受けなくても、従前取り組んでいた活動については、引き続き普及啓発活動等を実施いただくことは可能である。熱中症対策普及団体として指定を受けることのメリットの一つとしては、地域で活動する法人が、自治体という公的な機関から指定を受けることによって、周囲や住民の方々から活動に対して安心感を持ってもらいやすいのではないかと考えられる。

また、熱中症対策普及団体の活動の一つとして、地域の方々への声掛けや見守り等を想定している。例えば、エアコンを使用しているかどうか、一人暮らしをしているかどうか等、活動に際して地域の方々の情報を入手し、

使用しながら、声掛けや見守りを行うことが、効率的、効果的な活動につながると考える。

熱中症対策普及団体に指定されると、個人に関する情報の取り扱いについて守秘義務が発生し、事業を通じて入手した情報を漏洩すると、罰則の対象となる。熱中症対策普及団体の指定を受ける際、職員が個人に関する情報を取り扱う際の計画等を、申請時に提出いただくことが法律上求められている。

神奈川県脱炭素戦略本部室

環境省環境安全課に伺いたい。資料4の10ページに、「熱中症特別警戒情報への庁内関係所属、市町村からの意見等」を記載している。本日参加されている他の自治体においても、おそらく同様の調整をされていると拝察する。環境省環境安全課の方でご検討いただきたい点もあり、ご意見を伺いたい。

特に3点目の「2～3日前には『発表の可能性がある』のレベルでも情報提供してもらいたい」という点と、5点目の「各施設などに求められる対応について、各省庁から関係部署に早めに示していただきたい」という点、環境省からもそうした情報をまとめて提供いただきたいと考えるが、何かお考えがあればお伺いしたい。

環境省環境安全課

3点目について、2～3日前における発表の可能性に関する情報提供の可否について、現在課内で話をしているが、そうした事前の情報提供ができるよう、引き続き協議をしていきたいと考えている。

5点目について、熱中症特別警戒情報発表時のメインルートは環境省から各都道府県への連絡であるが、サブルートとして、各関係省庁が持っているツール等を通じて情報提供をする予定である。例えば、気象庁からはサブルートとして、アデス¹を通じて熱中症特別警戒情報を発表する予定である。アデスから発表される際、熱中症特別警戒情報については関連する気象情報になってしまい、情報が埋もれてしまいやすいため、熱中症特別警戒情報に気づきにくい可能性がある。その点にはご注意ください。

神奈川県脱炭素戦略本部室

引き続き、環境省環境安全課からは情報提供をお願いしたい。

横木議長

資料4の10ページの1点目に「早期に現行アラートを踏襲した伝達経路に切り替えていただきたい」と記載されているが、伝達経路は既に確立されたものがあるということか。

神奈川県脱炭素戦略本部室

現行の熱中症警戒アラートでは気象庁のアデスシステムから都道府県に

¹ 気象情報伝送処理システム (ADESS : Automatic Data Editing and Switching System)

情報が伝達されていると聞いている。熱中症特別警戒情報になると、環境省からのメールになると認識している。

横木議長

従来の伝達方法は使用しないことになるということか。

環境省環境安全課

現行の熱中症警戒アラートについては従来のシステムを継続して熱中症警戒情報を伝える予定。一方、熱中症特別警戒アラートについては、アデスの中の気象情報の一つとして情報が送達される形となる予定であり、気づきにくいという懸念がある。

川崎市環境総合研究所

神奈川県と茅ヶ崎市それぞれに伺いたい。

2024年1月30日に神奈川県から県内市町村向けの説明会があった。その際に、市町村の対応として、クーリングシェルター等の整備の検討をお願いされた。当市でも、今年の夏に向けてクーリングシェルターの要件を満たすかを含め、一時的に暑さをしのぐ場所の市民への提供を考えているが、県有施設を市町村へ提供していただける用意があるかどうか、神奈川県に伺いたい。

続いて茅ヶ崎市にクーリングシェルターについて二点伺いたい。

一点目、ご発表では30数箇所の指定を考えられているということであったが、民間が管理している施設が対象となる場合、例えば経費の支出負担を市に求められたり、指定管理者が管理する施設であれば、地方自治法に基づく基本協定等の改定を求められたりしているかどうか伺いたい。

二点目、クーリングシェルターの受け入れ可能人数について、当市でもなかなか算定が難しいと感じている。椅子等で休む事ができる人数を受け入れ可能人数として公表することを考えているということであったが、当市では現場とも話を進めている中で、長時間滞在することを前提とすると、単に椅子の数を受け入れ可能人数とすることは必ずしも適切ではないという意見も多く出されている。受け入れ可能人数の算定方法の考え方等について、具体的なお助言等があればご教示いただきたい。

神奈川県脱炭素戦略本部室

県有施設のクーリングシェルター指定については、個別にご相談いただければ検討するので、当室まで別途ご連絡いただきたい。

茅ヶ崎市

一つ目のご質問について、管理主体はすべて指定管理者である。現時点では所管課との話の中で、クーリングシェルターに指定することによる経費は求められていない。発表中に課題として少し触れたが、光熱水費が少し上がる可能性はあるが、どの程度上がるかは現時点では分からない。現段階ではクーリングシェルター指定に伴う市からの持ち出しについての話は特に出していないため、おそらくそのまま進むのではないかと考えている。

指定管理の協定書等の改定については、指定管理を所管している行政改革推進室に、クーリングシェルターとしての施設指定について相談をしているが、特に協定書改定に関する話は出てきていない状況である。

二つ目のご質問の、受け入れ可能人数については、当市も同様に大変悩んでいるところである。クーリングシェルター設置のために専用のスペースを設けられると好ましいと考えるが、当市の現状の施設の運用等を鑑みると、新たに専用スペースを設けることは現実的には難しい。既存の行政施設におけるロビー、椅子等と、クーリングシェルターとしての施設とが混在するような形になると想定している。そうした状況でロビーの椅子の数を受け入れ可能人数としても、行政施設としての利用により椅子が埋まっていることも考えられる。こうした様々な課題があり、正直に申し上げると、答えが出ていないのが現状である。

川崎市環境総合研究所

大変参考になった。これからも相談させていただきたい。

3. 分科会からの報告

① 気候変動適応関東広域協議会 R5 年度活動概要報告

(特段の意見等はなし。)

② 熱中症対策分科会 R5 年度活動報告

小野座長

分科会活動については、ただ今ご報告があった通りである。実際に涼み処等を今後自治体が設置していくことになるが、条件としてはエアコンの設置と、狭すぎない広さの観点が求められる。広さについては先ほど議論があったが、現段階では人数に対しては大まかな基準しかない。

事務局からの報告にあったとおり、今年度は所沢市と開成町の施設で実際に WBGT を測定し、利用者の方々に計測結果を示すことで活用していただいた。今後、多くの自治体が涼み処を展開していく上で、その場所がどのような暑熱環境であるか、例えばエアコンが設置されているが本当に十分であるか、こうした点について注視する必要がある。試行事業では実際に無線で情報を収集したり、テレビ画面で暑さの状況を見せたりした。こうした事例も含め、涼み処等で対策を実施する場合には、その場所の温度環境について考慮しながら設置していただければと考える。

横木議長

今後クーリングシェルター等を設置する場合に注意する点ということであった。事務局からの報告は事業の1年目であったが、内容の多い中間報告であった。引き続き来年度に向けて事業を進めるに当たり、関係各位のご協力をお願いしたい。

③ 災害時孤立対策分科会 R5 年度活動報告

加藤座長 本分科会は孤立というテーマが設定されている。能登半島地震でも孤立が非常に大きな問題となっている。人口減少が今後進んでいくと、災害時の孤立の問題はどんどん深刻化していくと考えられる。災害時に孤立が発生することは致し方ないとしても、孤立したときに自立していれば災害を乗り越えられる、その観点に立ってこの分科会ではこれまで検討を進めてきた。自立を進めるという点においては Eco-DRR の考え方を含め、生活スタイルやライフライン等のインフラを災害の時代に適応させていく、という観点が大事である。実際に実施することは難しい面もあり、机上でもいいので一つ新しいモデルができれば、その横展開が可能になるのではないかと考える。そこで今年度は伊豆市を対象として検討を行っている。積極的なモデルを一つ作れるかどうか勝負であると感じている。

実際に伊豆市で検討を進めてみて、防災に関連するテーマであるため、環境系の部署と防災系の部署が庁内できちんと連携する必要があると感じる。伊豆市は小さい自治体のため、比較的連携が可能であるが、大きい自治体になると連携が大変になる可能性がある。庁内体制をどう作るかが非常に重要である。一方で小さな自治体であるため、窓口となる環境衛生課は、平時の環境衛生に関連する業務で多忙であり、気候変動への適応に力を注げないという問題もある。災害時の孤立の問題は、小さい自治体で大量に発生するおそれがあり、そうした小さい自治体をどのようにサポートしていくかが今後の検討課題ではないかと考える。

横木議長 能登半島地震の発生により、災害時の孤立の問題が身近に感じられた。今後、新しいモデルに取り組みまれるということで、これまでのグッドプラクティスを越えて、ニューモデルを開発されるということは、非常に野心的で重要な取組であると感じた。引き続き各位のご協力をお願いしたい。

4. その他

(特段の意見等はなし。)

5. 閉会

横木議長 本日の議事は以上ですべてである。参加各位の活発なご議論、議事のスムーズな進行へのご協力に感謝申し上げます。

以 上